

●香川県選挙管理委員会告示第66号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、高松市選挙管理委員会から平成29年10月6日に指定を行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

平成29年10月20日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
高松市	略		高松市	略	
	高松市香西コミュニティセンター	略		高松市香西コミュニティセンター	略
	高松市ふれあい福祉センター勝賀	高松市香西南町476番地1			
	高松市香南町池西農村環境改善センター多目的ホール	略		高松市香南町池西農村環境改善センター多目的ホール	略
	略		略		
略			略		